

○環境省告示第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号イ(81)の規定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物を次のとおり告示し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

環境大臣 石原 伸晃

環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号イ(81)の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するものは、次のとおりとする。

一 アルカン（炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物に限る。）及び重油又は軽油の混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

二 エチルアルコール及び揮発油の混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

三 脂肪酸メチルエステル及び重油又は軽油の混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パー

セント未満のものに限る。）

四 植物油及び重油又は軽油の混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）